

# 武蔵野市分別収集計画

(第11期：令和8年度～令和12年度)

令和7年8月

# 武蔵野市分別収集計画

令和7年8月

## 1 計画策定の意義

一般廃棄物の処理は市町村の基本的業務であり、本市においても適正な処理に努めているところである。現在、新たな最終処分場の確保が困難なものとなっており、廃棄物処理の前途は深刻な状況にある。地球規模の環境保全も求められている中で、天然資源の利用を抑制し環境への負荷を軽減する循環型社会づくりを目指して、循環型社会形成推進基本法をはじめさまざまなリサイクルに関する法律が制定されてきた。これらを背景に、平成7年に制定され、平成18年に改正された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の、より一層の推進が求められている。

武蔵野市は、都心に近く商業機能が集積していること、人口の移動が激しく単身世帯が多いこと、住宅が密集していることなどの地域特性を持っている。これらの特性は、分別排出のルールが守られにくいという面や、一人あたりのごみ排出量が多くなるなど、ごみ問題を解決していく上で大きな影響を与えている。

このような状況の中で、持続可能な都市の形成を実現していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済、ライフスタイルからの転換を図ることにより、ごみの発生・排出を抑制し、また、不要となった物も極力再利用・再生利用し、環境への負荷をできるだけ低減していくことが必要である。

本計画は、持続可能な都市の形成に向け、本市第六期長期計画・調整計画、及び一般廃棄物処理基本計画との整合を図りながら、法第8条に基づき策定するものである。また、その目的は、容器包装廃棄物についてその発生・排出抑制を第一に考えた上で、循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、一度使用した物も極力繰り返し再利用し、使えなくなった際には資源化を推進することで、限りある資源の有効利用と最終処分量の減量、ひいては環境負荷の低減を図ることである。

今後は、本計画を円滑に推進し、市としての責務を果たしていくとともに、事業者・市民と連携し、また国等にも必要な働きかけを行えるよう、容器包装の生産・流通・消費・分別収集・再商品化のシステムを常に検証し、容器包装廃棄物による環境負荷の低減を目指していく。

## 2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

### (1) 容器包装廃棄物の発生・排出抑制を推進する

容器包装廃棄物の発生・排出抑制のため、簡易包装や無包装を目指して生産・販売者としての事業者、消費者としての市民がその責務を果たせるよう、広報・普及活動に取り組む。

### (2) 一度使用した容器包装の再使用をすすめる

今日の容器包装は耐久性に優れており、繰り返し再使用可能なものが少なくない。消費者である市民の行動を促すため、事業者への働きかけも含め、市としても推進していく。

### (3) 使えなくなった容器包装の資源化をはかる

容器包装の再使用が困難となったときには、法による手法をはじめ環境負荷や費用負担等について、より適正で効率的・効果的な手法により再生利用等の資源化を図り、環境負荷を低減できるよう取り組みを行う。

## 3 計画期間

法では、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたっては、5年を一期とする市町村分別収集計画を策定し、3年ごとに見直すこととされている。

平成20年4月1日の、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みをはじめとした改正容器包装リサイクル法の完全施行を踏まえた「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令」(平成18年環境省令第35号)により、令和4年度に見直しを行い、令和5年度を始期とした5か年について第10期計画を策定した。

本計画においては、令和8年度から5か年を見通し、令和12年度までを計画期間として定めることとする。

## 4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

＜表1＞容器包装廃棄物排出見込量（単位：t）

項目	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
容器包装廃棄物の排出量の見込み	9,870	9,867	9,805	9,770	9,741

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、次の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、効果的に排出抑制が達成できるよう、市民や市民団体等による活動など、市民・事業者・行政が相互に連携をとりながら取り組みを進めていく。

### (1) 事業者による自主的な取り組みの促進

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、事業者に対して以下に示す取り組みを推進するよう促すだけではなく、支援する取り組みを検討する。

- ・ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施店舗の拡大、自主回収ルートの確立
- ・ 無包装・簡易包装の実施、過剰包装の抑制
- ・ 使い捨て容器の使用自粛
- ・ 量り売りの実施、詰め替え商品の開発
- ・ レジ袋有料化などレジ袋削減策の実施

### (2) 市民・事業者への広報・普及活動

容器包装廃棄物自体の発生抑制を基調としながら、発生した容器包装廃棄物の再利用や不要となった場合の排出方法等を啓発する。

- ・ 分別の徹底を継続的に呼びかける。
- ・ 容器包装廃棄物の減量化の取組について情報提供する。
- ・ 市報や啓発広報誌、イベントを実施して啓発を行う。
- ・ 学校教育、生涯学習の場における、環境学習の充実を図る。
- ・ 無関心層、単身世帯等をターゲットとして、市民団体と協力して啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のとおり定める。

<表2> 収集に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶類
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんとするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装（ペットボトル以外）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

＜表3＞分別基準適合物の量の見込み（単位：t）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
主としてスチール製の容器	141	142	142	143	143					
主としてアルミニウム製の容器	224	225	225	226	227					
無色のガラス製容器	467	469	470	471	473					
茶色のガラス製容器	249	250	251	251	252					
その他のガラス製容器	482	484	485	486	488					
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	22	22	22	22	22					
主として段ボール製の容器包装	1,735	1,741	1,746	1,751	1,756					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	521	523	524	525	527					
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	（合計） 1,816		（合計） 1,822		（合計） 1,827		（合計） 1,832		（合計） 1,838	
	（引渡） 1,796	（独自処理） 20	（引渡） 1,802	（独自処理） 20	（引渡） 1,807	（独自処理） 20	（引渡） 1,812	（独自処理） 20	（引渡） 1,818	（独自処理） 20
（うち白色トレイ）	2	2	2	2	2					

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、次の通りとした。

↓ 2025年4月1日現在の実績とした。

単位：人

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
人口	148,285	151,014	151,549	151,979	152,387	152,860
令和7年度比	1.0000	1.0184	1.0220	1.0249	1.0277	1.0309

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物のうち、缶類（2種類）、びん類（3種類）、段ボールについては、平成9年4月の時点ですでに分別収集を行っており、また、平成12年7月からはペットボトル、プラスチック製容器包装について分別収集を実施している。

また、拠点回収により白色トレイの回収を実施してきたが、平成17年9月に廃止した。白色トレイはプラスチック製容器包装として収集後、手選別を行っている。

以上の分別収集を行うにあたっては、再生利用にかかるシステム全体の環境負荷、収集運搬効率、市民への適正なサービス提供など、総合的に検討を行い、必要に応じて収集体制の見直しを行う。

なお、分別収集の実施主体は以下の示すとおりである。

＜表4＞分別収集の主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
主としてスチール製の容器	缶類	委託業者による定期収集	民間業者
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	民間業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	委託業者による拠点回収	民間業者
主として段ボール製の容器包装	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者

## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、収集運搬効率の向上及び環境負荷の軽減の側面からも自区内での施設整備が望ましいが、施設規模、設置場所等に課題がある。域外の民間委託業者の施設で選別・圧縮・保管を行うにあたり、環境負荷の低減のため効率的に行われるよう配慮するものとする。

＜表5＞分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶類	袋	パッカー車	民間施設
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	平ボディ車	民間施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	拠点 回収 容器	パッカー車	民間施設
主として段ボール製の容器包装	段ボール	ひも	平ボディ車 パッカー車	民間施設
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	パッカー車	民間施設
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	民間施設

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物の発生・排出抑制のための方策や、ごみ分別ルール of 徹底、ごみ減量の情報発信及びレジ袋削減など、ごみ減量・資源化を推進していくための方策を検討する。今後も総合的に環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制、中間処理手法について、継続的に検討する。